

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

健全化判断比率

令和 5 年度決算に基づく久米島町健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により次のとおり公表します。

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	－	－	5.1	－
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において、「－」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

資金不足比率

令和 3 年度決算に基づく久米島町資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により次のとおり公表します。

(単位：％)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	20.0
下水道事業特別会計	－	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「－」と表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。